

穂積陳重『祖先崇拜と日本法』 — 試訳 (1)

Ancestor-Worship and Japanese Law, by Baron Nobushige HOZUMI, Seven Edition,
Revised by Shigetō Hozumi, Tokyo The Hokuseido Press, 1943.

稲 福 日出夫

訳者まえがき

以下に訳出を試みたのは、穂積陳重の英文著書、*Ancestor-Worship and Japanese Law*. Seven Edition, Revised by Shigetō Hozumi, The Hokuseido Press, Tokyo, 1943.で、今回は、そのPrefaceとIntroductionの部分である。

穂積陳重は、1899 (明治32)年10月、この著の序文にも記されているように、ローマで開催されたオリエント学国際会議で講演した。そこでの講演録が、2年後の1901年に丸善から出版された。それが、*Ancestor-Worship and Japanese Law*の初版である。この英文著書のドイツ語訳も、同年のうちにベルリンで公刊された。訳者はパウル・ブルン法学博士 (Dr. jur. Paul Brunn)、出版人は玉井喜作 (Verlag von Kisak Tamai)。

私は、原著の初版をみてないが、そのドイツ語版には「序文」が載ってないことから推測するに、原著初版には、第2版(1912年)以降に記された「序文 (Preface)」は付されてないと思われる。また、このドイツ語版は、直ちに本編の「緒論 (Einleitung)」から始まるが、その内容は、私が使用した版の「緒論 (Introduction)」とほとんど違わない。しかし、クーランジュやメインといった人名を列記する箇所、挙げられた人物名に若干の違いがみられる。初版の訳本であるドイツ語版は総ページ数、51頁である。私が使用した版は、本編が194頁。それに、ここの訳出した比較的最長い序文や索引が付く。穂積自身が第2版序文で述べているように、第2版で大幅な増補改訂がおこなわれている。穂積の『隠居論』がそうであったように、この著も初版と第2版では、質量ともに「別著といってもいいほど異なっている」(荷見武敬『隠居論』解題、日本経済評論社、1978年復刻版)と言えそうである。

ところで、穂積陳重が佐喜眞興英に期待し、佐喜眞もまた穂積の期待に応えるべく『女人政治考』を幾度も書き直したことは夙に知られている。その佐喜眞が、1920(大正9)年4月、彼がまだ東京帝大の学生であった頃、『琉球新報』に「琉球の祖先崇拜を論ず」と題する論稿を発表している。当時、西欧で論議された「祖先崇拜」論の向こうを張って、この主題にかんし、琉球人の思念、ウマイに一貫して流れ来るものを捉えようというのである。「琉球の思潮の主なる流は何と云っても祖先崇拜である」との一文から始まるその論稿の冒頭で、彼はこう記す。「祖先崇拜は文化を論ずるものにとって、極めて重大な意義を有するものである。西洋の学者も此の点に注意を怠らぬ。(略)然るに吾人の見を以てすれば、西洋学者の研究は主として漠然たるギリシア、ローマ人の(略)奉ずる祖先崇拜か、さもなくば現代蛮人の奉ずる祖先崇拜に限らるるが故に、彼等は未だ十分正当に祖先崇拜を理解するに到らず、此の点は大いに日本、支那、琉球等の祖先崇拜に関する資料を以て彼等の思想を補充する必要なきかと吾人愚考するのである。穂積博士の所謂 Within 内部よりの見方と云ふことは甚だ必要の様に思はれる。その内にも特に琉球の祖先崇拜は仏教、儒教より影響せらるること比較的少くして発達したのであるだけ一層興味が深い。此の意味に於て琉球の祖先崇拜は興味ある研究問題である」(佐喜眞興英「琉球の祖先崇拜を論ず」『佐喜眞興英全集』新泉社、1982年、所収、440頁)。

ここで佐喜眞が記す within は、宣教師のひとりが穂積の一節を引用し彼を批判するという文脈で、先ず、穂積の「序文」に出てくる。「緒論」には、without と within が対比される形で出てくる。穂積は、祖先崇拜を「外面から」論じた西欧の先駆者たちと違い、日本人はその慣行を「内面から」観察し議論できる、というのである。宣教師は初版を読み、穂積を批判する。佐喜眞は、そうした批判を踏まえ大幅に増補改訂された第2版以降の著を読んで、さらに自らの琉球研究をそこに重ね合わせた上で、穂積の論調を補強・補完しようと目論む。佐喜眞の「琉球の祖先崇拜を論ず」は、そうした意欲によって綴られた論稿である。穂積のこの著には、穂積嚴夫訳『祖先祭祀と日本法律』(有斐閣、1917年)がある。訳者の穂積嚴夫は、陳重の兄重穎の長男である。邦訳書がすでに大正6年に出版され、それを私も大いに参照したが、にもかかわらず、あえて私なりに邦訳を試みたいと思った理由は、佐喜眞がこの著をどう読んでいたのか、と彼に寄り添って本著を読み進めてみたかったか

らである。

穂積重行の次のような指摘は興味深い。ちなみに、重行は、家族法の父と称され且つ本著の校訂者でもある穂積重遠の二男であり、陳重の孫にあたる。彼は、陳重がメインの『古代法』を「ほとんど心酔するまでに熟読」し、またクーランジュの『古代都市』も陳重の愛読書のひとつで、さらに「モルガン・ウェスターマーク・フレイザー等々、人類学・民俗学・言語学その他の最新の文献をひろく渉獵して行く食欲さは驚くべきもの」があった、と記す。また、そこに少年時代からの漢学や国学の素養が加わることによって、「比較法学」「比較研究」が彼によって開始されたといっても誇張ではない、「そしてその半面、というよりもむしろその故にこそ、彼を『法制史家』とは呼びがたい」とも述べる。さらに重行の一節を引く。「明治の法思想に関心を持つ人にとって、穂積八東という存在は、一種異様の感じを以て受け取られるでもあろう。私自身にとってもその例外ではない。しかも同時期に長く同じ職場に勤め、類似した専攻分野を持ち、日常的にはきわめて親しい間柄でありながら、思想や学問内容の上から見る時、この兄弟の相違は驚くべきものといえてよいのである。さしあたっていえば、二人の法思想において明らかに共通しているものはただ一つ、『祖先祭祀』または『祖先崇拜』への強い関心である。しかし陳重においては、それは彼の学問の雄大な構想の中における、いかに重要とはいえ一つの素材・対象あるいは概念であったのに対して、八東はその枠をはるかに超えたのである。それぞれの慣用句にしたがえば、陳重にあつてはそれは『アンセスター・ワーシップ』であり、八東にあつてはそれは『祖先教』であつた」(穂積重行『明治一法学者の出発』岩波書店、1988年、328-329、339-340頁)。

こうした重行の指摘は、本著を読むうえでも参考になり、また、あれこれ思いを巡らすことになる。先ず、穂積陳重と八東、この兄弟の異同に関する記述から、すぐさま明治期の「民法典論争」が思い起こされる。つまり、ポアソナードを中心に成文化され、明治23年に公布された「旧民法典」の施行をめぐって法学界を二分した論争で、八東は「我国ハ祖先教ノ国ナリ、家制ノ郷ナリ、権力ト法トハ家ニ生マレタリ」と、断行派を向こうに回して、延期派の論陣を引っ張っていた(穂積八東「民法出テ、忠孝滅フ」『法学新報』5号、明治24年)。また、1948年に「日本法学の回顧と展望」と題した座談会が開かれたが、そこで末広嚴太郎がこう発言していた。

「日本では穂積陳重先生の法理学が主としてメインの影響を受けたもので、もしもあれがその後発展していれば、法理学と法史学若しくは比較法学とがもっと密接な関係をもって今日に及んだと思うのですが、不幸にしてそういう発展はみられなかった。もっともメイン自身にしても法学者としての後継者としてはヴィノグラドフ一人を作っただけで、あとは寧ろマリノフスキー、その他法律学者でない面に多くの後継者を作っています。しかし、いずれにしても穂積先生があれ程立派な仕事をあの時代にやっておられるのに、結局あの跡を継ぐ学者が出なかったのはどういうわけかな」(『日本の法学』日本評論社、1950年、127-128頁)。

話を戻すと一。「アンセスター・ワーシップ」を「祖先祭祀」と訳するか、それとも「祖先崇拜」か、民俗学の知識に乏しく悩んだが、さしあたって、佐喜眞に倣い基本的には祖先崇拜と訳し、前後の語感によっては祖先祭祀とした。但し、それとて一貫しているわけではない。

穂積陳重『祖先崇拜と日本法』

序文 (第2版)

この著は、1899年10月にローマで開催されたオリエント学国際会議で、私が行なった講演に基づいて著された書である。その講演の目的・趣旨は、祖先崇拜と日本法とのあいだには密接な関係があること、同時にまた、祖先崇拜が日本法の様々な方面に多大な影響を及ぼしていることを紹介する点にあった。それ故、この講演は、法律学的並びに社会学的研究に資することを目的に行われたのであって、宗教的領域に踏み込んで論じる意図は少しも無かった。元々そういう趣旨で行われた講演なので、私は、宗教的な、或いは神学上の分野に立ち入って論じることのないよう十分に注意を払った。すなわち、私にとって「祖先崇拜はあらゆる宗教の起源であったのかどうか」といった疑問や、また「日本における祖先祭祀とキリスト教の関係」といったテーマについて論じることが、たとえどんなに興味深く魅力的な心をそそるものであったとしても、私は、そうした宗教的または神学上の領域に踏み込んで論じたいという強い誘惑に打ち克って、私の元来の計画、つまり法律学的また社会学的な領域に留まるべく、厳しく自制せざるをえなかった。そうした主意で著した書であるから、本書の第1版にはキリスト教を軽視し、貶める文言や、或いは

また他の祭祀や賛美の形態を排除して、唯一、祖先祭祀だけを称賛するものと受け取られかねないような文言は、一片たりとも記載されることはなかった。

それ故、本著第1版が公刊された後、キリスト教宣教師たちによって記された私のその著に対する数本の批評文に接し、私は少なからず驚いてしまったのである。彼ら宣教師たちは、本著に対して、キリスト教を排斥して祖先祭祀を擁護するものだと、明らかに誤って思い込み、祖先崇拜の慣行と本著を厳しく非難する批評文を記したのであった。私は本著初版で、西洋文明が日本に導入されはしたが、しかし、そうした新たな文明はこの国の人々にこれまで広く受け入れられた頑強な信仰心・信念を揺り動かすものとはならなかった、と書いた。おそらくこの言説は、あまりに大雑把に過ぎた。そのために、それは一部の熱狂的なキリスト教宣教師たちの誠意ある賛同を得ることがなく、彼ら宣教師たちは、私のこの説明を、それまでの彼らの伝道活動の成果を軽視し侮辱したものだ并接受ったのかもしれない。私の著に対する論評のなかには、通常、こうした宣教師たちが発するとは思えないような乱暴な表現でもって非難する者さえいた。その論調は、次に引用する一節から概ね窺い知ることができるであろう。その宣教師は、私の記した「この祖先崇拜というテーマを内側・内面から (from within) 考察し、祖先祭祀を信奉する己自身の観点からこの事象を論じることにもまた、おそらく意義あるものがあり興味深いものと思われることだろう。」という文章を引いてくる。そのうえで、彼は、私のこの一文に対して次のような論評を加えるのである。「この著名な教授は、自国の伝統を心底愛するあまり、祖先祭祀への傾倒が度を過ぎており、自らが祖先崇拜者であることにかんして驚くほどの誇りをもっている」。しかしながら [私の不徳の致すところと言われれば仕方がないが、一訳注]、私には不遜だと思われるつもりなど毛頭なかった。というのも、不遜な振る舞いというのは私よりも嫌悪する態度である。仮に、私自身は祖先崇拜者であるという単純な、つましい告白が誇り高き自負の念をも含んで伝わってしまうとするならば、私は、唯々、自らの英語力のなさを恥じなければならぬ。

しかし、以上のことは、私が犯してしまった多くの責めを負うべき出来事のひとつに過ぎなかった。他にも多くの点で私は批判されたが、なかでも私が天照大神は皇室の始祖であると記したことによって、私は近代の歴史研究の成果についてまっ

たく無知であるとの非難にさらされた。その批評家は、私のこの一文について次のように推断した。『ひとは神の姿で創られた』。ひとはどこにおいてもすべて神に由来し、神の子孫である。人類の始祖は唯一不滅の造物主であり、あらゆる人々の父である。…そうであるならば、日本国にとって、またすべての日本人家族にとって、否、それどころか全世界のあらゆる家族にとって、人々によって敬愛されているすべての祖先たちの父なる神 (the God and Father) に対する崇拜の列に真心を込めて参列すること以上に、ほかに何か良いことがありうるだろうか。私の著書に対し、こう述べた批評家の見解は、いわゆる「近代の批判的歴史学研究 (modern historical criticism)」に拠って疑いもなく支持されているという。果たしてそうであるならば、私はむしろ、この批判に喜びを覚えてしまう。というのも、この批評家の言説から、結局のところキリスト教徒もまた祖先崇拜者であることを教えられたことになるからである。

しかしながら、本書初版の発行後に次々と表れた批判に接した当時、私は、そうした批判にいちいち応答する必要を感じなかった。というのも、彼らの批判は私の著書の目的・主意の範囲を超えていたからであり、さらにまた、そうした論評を加えた彼らの人格に対して私はたいへん尊敬の念を抱いていたからでもある。実際、以下に記すような問題について冷静に検討を加えることは、どんなに興味深く且つ有意義なこと—とくに宣教師にとっては—であったことだろう。つまり、祖先祭祀の慣行とキリスト教の教義とは果たして相容れないものなのかどうか。—ひとがその祖先に対し、或る作法に基づいてみずからの敬愛の情を表明することが第一戒に違反することになるのかどうか、さらには第五戒に一致しない行いをしたことになるのかどうか。[旧約聖書の「出エジプト記」第20章に十戒が記されている。その第一戒は、わがかは 汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず。第五戒は、汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からんためなり、とある。—訳注]。—あるいは換言すれば、良き祖先崇拜者が、同時にまた良きキリスト教徒でもあるということは、果たしてあり得ないのかどうか。そういう疑問・問題についてである。しかし、そうした問題群が、たとえ興味深く且つ重要であったとしても、それらは私の著書の範囲を超えており、また新たにそれらを考察するには時間を要することもあって、私は、彼らの批判に応えそうした問題について論じようとする気持ちが湧き上がるのを抑

えざるを得なかった。そうした事情から、私は、彼らに対して、良きキリスト教徒のように、批判を甘んじて受け〔新約聖書の「マタイ伝」第5章に「『目には目を、歯には歯を』と云へることあるを汝ら聞けり。されど我は汝らに告ぐ、^あ悪しき者に^{てむか}抵抗ふな。人もし汝らの右の頬をうたば、左をも向けよ。』とある—訳注〕、それで良い、と思ったのである。

さらにまた、最近、故ラフカディオ・ハーン(Lafcadio Hearn)著『日本(*Japan*)』、芳賀矢一教授の『国民性十論(*The Ten Treatises on the National Character*)』、また高楠順次郎教授の『国民道德の根柢(*The Basis of the National Morality*)』が出版された。これらの著書が公刊されたことによって、私は、幸いなことに、私のもっとも不快に思う宗教論争の渦中に巻き込まれずに済んだ。先に記した私への批判に対し、私が応じたかった事柄のほとんどが、これらの著書のなかで述べられている。それ故、ここでは、これらの著書を参照し、そこからいくつかの節を引用することで事が足り、私としてはそれで必要十分なのである。

今は亡きラフカディオ・ハーンの著書は、極東における熱狂的なキリスト教徒に対する諸々の警告や戒め(warnings)に満ちている。—私は、彼の述べていることを、戒めというよりむしろ親切な心遣い(kind advices)と捉えているのであるが—。ハーンは、彼の『日本』の末尾を以下のように結んでいる。「以下に述べるような事象が続く間は、東洋社会がキリスト教国に転じることは決してないであろう。つまり、キリスト教教義の帯びる独断主義は、キリスト教へ改宗した人々に向かって、彼もその一員である家族や地域社会、さらには政府に対し、彼がその一員として果たさなければならない古くから続く諸々の役目に関し、今や改宗したからにはそうした役目にこたえる必要がない、自分には関係がないという態度をとることを要求する。—かてて加えて、その教義は、彼の先祖の位牌を打ち壊し、彼に生命を吹き込んでくれたその源である祖先への敬愛の情、その記憶を踏みじめることを要求し、そして、そうした行いを実行することによって、この外来信仰つまりキリスト教に改宗した彼の熱意、本気度を証明してみせなさいと言いつ張っている。キリスト教教義がもつそうした独断的な強要が続く間は、東洋の国々がキリスト教徒に満ちることは決してない」。〔ちなみに、当該箇所は現在流布している邦訳書では次のように訳されている。「独断主義が改宗者に向かってその家族、その地域社会、さらにはその政府に、昔から果たしてきたその義務の否定を要求したり、—またさらにその先祖の位牌を破壊し、

かつ彼の生命を与えてくれた人々の霊を冒瀆したりすることによって、この外来の信仰に対する誠意を実証しろなどと言いつ張っているうちは、東洋は断じてキリスト教徒になりはしない」

(柏倉俊三訳『神国日本——解明への一試論』、平凡社、東洋文庫292、1976年、408頁)。「独断主義が、改宗者に向かって、家族と地域社会と政府に対する昔からある義務を否定することを要求したり、さらにその上、先祖の位牌を破壊して、自分に生命を与えてくれた人々の霊を侮辱することをもって、外来信仰に対する熱意をあらわせなどと、頑迷固陋なことを言っているうちは、東洋はけっしてキリスト教徒になるはずがない」(平井呈一訳『日本——一つの試み』、恒文社、1976年、439頁。)

つまり、ハーンは、東洋において「当今のキリスト教の布教活動の成果は、はなはだ微少である」と捉えているが、その原因を彼は、祖先崇拜 (ancestor-cult) に対して、キリスト教が不必要な、かつ容赦のない攻撃を加えていったことに帰している。ハーンは、さらにこう述べている。－「キリスト教教義は、東洋の国民である中国人やベトナム人 (Annamese) に対して、先祖の位牌を破棄することを要求する。しかし、そうした強要は、西洋の国民であるイギリス人やフランス人に対して、キリスト教への深い信仰の証として、みづからの母親の墓石を破壊せよと要求するのと同しく、道理にかなわず非人間的である点で、両者まったく違うところがない」。「[ここも、先の邦訳を記しておく。「一中国人あるいは一安南人に、その先祖の位牌を放り出せとか、ぶち壊せという要求を突きつけるのは、一イギリス人あるいは一フランス人に、そのキリスト教への献身振りの証を見たいから、その母の墓をぶち壊してしまえと叫ぶのと同じく、不合理でもあり、非人間的なことである」(平凡社、東洋文庫版、403-404頁)。「ひとりの中国人かアンナン人に、おまえの先祖の位牌を捨てろとか、壊してしまえとか言って要求するのは、イギリス人かフランス人に、おまえのキリスト教に対する信念のほどを見るのだから、おまえのおふくろの墓を打ち壊してしまえと云って要求するのと同じ不合理なことであり、非人間的なことだ」(恒文社版、433頁)。]

私が本書第1版を著してから数年後に公刊された芳賀教授の『国民性十論』には、祖先崇拜にかんするたいへん興味深い記述が含まれている。彼はその著のなかで、日本において仏教を普及させるにあたって、仏教徒たちが首尾よく成功した主な原因は、彼らが日本人の国民的慣行と衝突することなく、賢くも上手にそれと調和し同化していった点にある、と解釈した。そのような説明を加えた後、彼は、次のよ

うに続ける。「それに対して、新たに入ってきたキリスト教徒は、この点において時折、日本人と衝突を繰り返した。キリスト教徒は、家の中に神棚 (Kami-dana) を持たない。彼らは、神 (God) の外には誰の前であろうと頭を下げることはしないという信仰を述べ、天皇 (Emperor) の肖像画、御真影に敬意を払うことを拒絶したり、また、天皇の始祖を祀る大神宮 (the Great Shrine, 伊勢神宮) にお参りすることを嫌ったりする。こうした事象は、おそらく、日本という国の基本的性格、国体にかんして彼らがまったく知らないことに原因があるものと思われる。それ故、彼らキリスト教徒は、日本の始祖を祀る大霊廟 (Mausoleum) に敬意を払うことと宗教とを混同してしまうのである。誰も己の両親の前で頭を下げることを拒否する正当な理由などあるはずがない！」

芳賀教授はまた、忠臣楠正成を祀った湊川神社や日清戦争に際して台湾 (Formosa) で死んだ北白川親王を祀った台湾神社、国家のために死んだすべての人々を祀った靖国神社や同様の他の諸々の神社など、これらはすべて国家のために勲功を為した我々の父祖を祀り、崇拜するために建立されたものであることを述べ、さらに、こうした偉人、功労者の追憶に対して、後世の世代が感謝の念を示し敬意を表すべきは、けだし理の当然であると弁明する。彼は、そうしたことを論じた後、以下のように続ける。—「外来宗教の信仰者たちは、今述べた当然の理さえも嫌悪しているように思われる。しかし、このことと東郷元帥の偉業を認めて我々が彼に敬礼することとの間のどこに違いがあるだろうか。西洋の国々にあっては、偉人の石像や銅像がいたるところに建てられている。そして、それらの像は、たんに町の装飾、看板として役立っているだけでなく、人々の尊敬の的ともなっている。たとえば、ドイツにおいて我々は、国中のいたるところの町々に建立されたウィリアム大公やビスマルク公の像を見かける。そして、ドイツの人々は、そのような偉人の記念日には、その像に花輪などを供えて偲び、その記念碑に敬意を表するのである。これは人間の自然の情から出るものであって、我が国の神社もまた、これと同じ源に因る。西洋と日本とで、もし違いがあるとすれば、西洋人は石像や銅像を建て、日本人は神社を建てる。それだけの違いである。銅像に敬意を払うことは正しいが、神社を訪ね尊敬の意を表すのは間違っているというのは自己矛盾である。親類や友人の墓参りをするのはまったく問題ないが、偉人を祀った神社に敬意を払うことは、みず

からの尊厳や品位を傷つけ宗教的信念に反すると言う正当な理由などどこにもない。これらの矛盾はすべて、「神 kami」という語に対する西洋人の誤解からきているし、また、神社に参拝することと宗教とを混同していることに由来するのである」。

宣教師や新たにキリスト教に改宗した日本人と祖先崇拜者である我々多くの国民との間で、悶着や衝突がしばしば起きている。私は、そうした光景を見て心から残念なことだと思う。というのも、私は祖先崇拜の慣行とキリスト教の教義とは互いに相容れないものではないと確信する者のひとりであるから。祖先崇拜は決して第一戒に反するものではない。何故ならば、祖先の霊 (spirit) を祀ることは靈魂不滅 (the immortality of soul) を信じる心の表われに他ならないからであり、また、祖先の霊をあゝ「嫉妬深い神 (jealous God)」が崇拜することを禁じている「神々 (gods)」と見做すことはできないからである。私が本著で述べるように、もし祖先祭祀が先に逝った父祖たちに対する敬愛の情を敷衍したものであるとするならば、他に迷惑を及ぼさない方法や儀式によって祖先に敬愛の情を表明することは、両親を敬えという聖書に示された第五戒を実感し達成するものと見做されてよいであろう。つまり、祖先崇拜の慣行は決してキリスト教の教義に反するものではない。というのも、もともとキリスト教とて本質的に愛の宗教なのであるから。

先祖の位牌の前に食べ物や飲み物また花々を供えることや先祖代々の墓にお参りすることは、しばしば迷信に基づく慣行と見做されることがある。そして、私もそのような見方を一概に否定するわけではない。しかしながら、迷信から完全に解きはなされた宗教というものが、一体どこにあるのだろうか。あらゆる宗教は一ももちろんそこにはキリスト教も含まれるのであるが一、迷信と見做されて然るべき儀式を多少なりとも持っているものである。その上で、もっとも進歩した宗教は迷信的儀式がもっとも少ない、と考えられるだけのことである。キリスト教は一とくにプロテスタントの各派は一、確かに、もっとも進歩した宗教のひとつである。そして、祖先祭祀も一仮にそれも一つの宗教と見做されるのだとすれば一、キリスト教と同様、もっとも進んだ宗教の一つに含まれる、と行って構わない。文明社会に生きる人々のあいだで、今なお迷信的な形式や儀礼が厳しく守られているものがあるとすれば、その内実は、実は、すべて無害で自然なもの (harmless or natural) だけな

のである。もし祖先祭祀が世代を遡った血族 (kinsmen) に対する敬愛の情の表明であるとすれば、祖先崇拜というものは、実は、道徳的慣行であると捉えることもできるであろう。私たちのなかの幾人かが「祖先崇拜 (Ancestor-worship)」という語を用いることに異を唱え、それに代えて「祖先への畏敬・崇敬 (Ancestor-reverence)」という用語を使用すべきだと提案する理由はそこにある。

本書第2版の出版に際しては、「穂積奨学財団」による助成を受けた。この財団は、私が東京帝国大学に在職して25年になるのを記念して、同僚や学生たちによって、1906年に創設された。私は、この場を借りて同財団基金への寄付者たちに対し、心からの感謝の念を公に示したいと思う。彼らは一千有余名にもものぼる人数になるが、この国の法学教育における私のささやかな寄与を記念するため、親切にもこのような財団を創設したのである。私はまた、同財団の理事である岡野敬次郎、山田三良、および志田鉦太郎の各教授に対しても謝意を表しなければならない。彼らは同財団基金の利息を、先ず本著の出版費用に充てることを提案されたのである。さらに、この提案を承認し、それを同財団の最初の事業とすることを満場一致で決議していただいた評議員の方々にも深甚の謝意を述べたい、と思う。

本編 (the lecture) は [1899年にローマで開催された学会での講演で、本著初版の原形である。— 訳注]、講演内容をそのままの形で、先ず、1901年に公刊された。そして、同じく1901年には、パウル・ブルン博士 (Dr. Paul Brunn) の訳によるドイツ語版が出版された [穂積がここで述べているドイツ語版とは、*Der Einfluss des Ahnenkultus auf das japanische Recht*, Von Professor Dr. Nobushige Hozumi, Aus dem Englischen übersetzt von Dr. jur. Paul Brunn, Berlin 伯林 1901, Verlag von Kiseki Tamai, 出版人玉井喜作, Herausgeber der Monatsschrift, Ost-Asien, 月刊雑誌「東亜」発行者、のことである。— 訳注]。この本著初版が出版されてから10年余りが経過した。この間に、たとえば日露戦争や種々の重要な皇室令の公布といった多くの重大な出来事が生じてきた。そうした時間の経過によって、私は、改訂することが必要となり、また手を加えた方が適切であるといった箇所を、本書初版のなかに多く見出した。そこで、私は、原著をすっかり校訂・再点検し、改めて考え、書き直し、またかなりの分量の増補をおこなった。そうした大幅な増補改訂の結果、本著は、第2版とは呼べないほどに第1版の原形を留めることのない著となっている。

この第2版を公刊するにあたり、私は、初版に対する多くの親切な助言や貴重な批評なども斟酌した。そうした学恩にあずかり、あらたに熟慮した知見を、私は本著で大いに採り入れた。諸種の方法で本著を支えてくれた多くの方々に、私は心からの感謝を述べたい。まず、ジャパン・タイムスの主幹である親友の高橋一知氏に感謝する。彼は、親切にもこの第2版の原稿を読み通して、訂正すべき箇所や表現を工夫すべき点など、大変貴重な指摘をしていただいた。また、人類学の大家であるシュタインメッツ博士 (Dr. S. R. Steinmetz) にも謝意を表したい。彼は私に貴重な知識を提供していただいた。すなわち、彼は、原始の人々のあいだで祖先崇拜の慣行はあまねく見られる事象であるという私の見解に、確実な証拠を与えてくれた。一実は、この見解について初版で私は、確たる自信がもてないまま述べたのであった。さらに、私の学友かつ同僚である櫻井錠二教授および土方寧教授に対しても感謝したい。櫻井教授からは貴重な助言をいただき、土方教授は本書初版にあった誤植をすべて指摘してくださった。最後になったが、とりわけ花園兼定氏、息子の重遠、その妻仲子に対しても感謝する。彼らはこの第2版を出版するにあたって校正刷りに目を通すなど、その他諸々のことで私を支えてくれた。

穂積陳重

東京、1912年、7月。

序文 (第3版)

この第3版を刊行するにあたって、私は菊池大麓男爵に深い感謝の念を表さなければならぬ。彼は、本著第2版が公刊されると直ちに最終頁に至るまで通読され、さらには貴重なご教示も与えてくださった。そうすることによって、彼は、友人の [つまり、穂積の一訳注] 研究に対する厚いご交誼のほどを示してくださったのである。

第3版は、[誤植などを訂正するといった一訳注] 必要最小限の改訂のほかは、前版第2版と実質的にはまったく同じ内容である。但し、前版には無かった数枚の図版をこの版では挿入した。

穂積陳重 (N. H.)

本編 緒論

ヨーロッパやアメリカにおいて、祖先祭祀を執り行うことが廃れてから長い年月が経ってしまった。そうではあるが、しかし、かつてはこれらの大陸のどこにおいても、祖先祭祀は行われていたのである。その一方で、日本においては、一現在、立憲主義に基づく政府が確立され、西欧諸国の法典を模範にした諸々の法律が施行されている。要するに、西欧諸国のほとんどの文明が現今の日本にしっかりと根付いているのであるが、そうした国にあって、死んだ祖先を崇拜し、祀るという慣習がいまだに残っている。しかも、その国の人々の諸々の法律や習慣のなかに今なお、祖先崇拜は強い影響力を及ぼしているのである。日本にあって、祖先を崇拜する慣習・習俗は、人々の歴史の最初期に遡ることができる。また、建国以来、日本国は多くの政治的また社会的変革を経ているにもかかわらず、祖先祭祀は幾百の世代をくぐりぬけて存続し続け、現在に至っているのである。

中国文明 (Chinese civilization) が日本へ導入されたことは、この慣習が日本で生き延び発達していくことにとって好都合なことであった。というのは、中国の道徳や法、また諸々の制度もまた、祖先崇拜の教義に基づいているからである。仏教 (Buddhism) は、もともとこの祖先崇拜の教義に基づくものではなく、それどころか、この教義と敵対するものであった。仏教とは本来はそういうものであったが、それが日本に導入されて以降、この国の人々のなかに深く根付いた信念に従うことを強いられ、また、仏教界のほうでも、実情を汲んで賢明にも、みずからの原理をその国民的慣行にうまく適合させていった。他方、西洋文明 (Western civilization) は、一それが日本に導入されてから早40年になるが、そしてまた、その間にきわめて多くの社会的、政治的改革がもたらされたのではあるが、祖先崇拜という日本の慣習を修正し改変するといった点では、何らの影響も及ぼすことはなかった。

このように、日本に影響を及ぼした三種の外国の文明、すなわち中国文明、仏教、西洋文明は、一これらのすべてが、日本の法や習俗、慣習に多大な影響を及ぼし、また、それらのうちの二種、つまり仏教と西洋文明は、祖先崇拜に対してはまったく反対の原理に立つにもかかわらず、日本国民のあいだにひろく行きわたり且つ根強く持続する信念、祖先を崇拜するという信念に対して、それが広まっていくのを押し止めることはできず、ましてやそれを廃止することなどできなかった。

おそらく西洋人の目には、日本人の家族がおりなす光景は奇妙に映るに違いない。というのも、日本人は、文明の恩恵に浴してない自然のままの儀式、祖先祭祀という儀式を執り行うために、電話という文明の利器を用いて彼らの親族を招集するからである。また、こうして声をかけられた親族は、—そのうちのある人々は洋服姿で盛装し、他の人々は羽織袴や和服姿で (native costume) 現れるのであるが—、電灯によって [つまり、これまた近代西洋文明の利器によって—訳注] 明るく照らされた一室に参集して、彼らの祖先の位牌の前で供物をささげ礼拝する。そうした日本人の情景もまた、西洋人には、どこか首尾一貫しない、腑に落ちないものと感じられることだろう。

過去と現在が奇妙に混合しているこうした情景こそ、まさに今日の日本のもっとも顕著な現象のひとつである。日本人は、たとえその人が神道を信じるひとであれ、あるいは仏教徒であれ、それらを問わず、すべて祖先崇拜者である。それが、私が祖先崇拜とは何かというテーマに、以下に記すような先達の研究があるにもかかわらず、あえて取り組もうとする理由である。というのも、このテーマにかんしては、たとえば、フステル・ド・クーランジュ (Fustel de Coulanges)、サー・ヘンリー・メイン (Sir Henry Maine)、ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer)、ルドルフ・フォン・イェーリング (Rudolf von Ihering)、ロード・アヴェベリー (Lord Avebury)、ドクター・タイラー (Dr. Tylor)、ドクター・ハーン (Dr. W. E. Hearn) 等といった著名な学者や文筆家によって既に見事に論じられており、彼らの詳細かつ徹底的な調査によって、祖先崇拜というこのテーマは、現在、ほとんど解明されているといえるからである。

こうした著名な学者たちが、彼らにとってまったく馴染みのない或る慣習 [つまり、太古の時代には欧米にも祖先崇拜という慣習は存在したが、それが廃れて長い年月が経っているので—訳注] の本質や真意といったものを捉えるその巧みで見事な手法は驚嘆すべきものがあり、彼らの著書のなかで、そのテーマは、それ以上さらに調査されるべき余地がほとんど残ってないほどに論じ尽くされている。しかしながら、そうは言っても、彼ら西欧の大家たちは、祖先崇拜という現象を、外側・外面から (from without) 観察し考究したのである。そこで、このテーマを内側・内面から (from within) 考察し、祖先祭祀を信奉する己自身の観点からこの事象を論じることにも

また、おそらく意義があり興味深いものがあると思われる。

さて、この小論の主題に入る前に、先ず祖先崇拜にかんして概括的なことを述べ、次に日本人の祖先崇拜という問題に限定していくつか説明しておくことが賢明であろう。

